

自転車安全利用TOKYOキャンペーン

5月1日～31日



5月は自転車活用推進法に基づく自転車月間です。東京都は、この期間に自転車の交通ルールやマナーを周知するため、区や警察署など関係機関と連携して、「自転車安全利用TOKYOキャンペーン」を実施します。「自転車安全利用五則」を守り、安全運転を心掛けましょう。

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

自転車利用時はヘルメットを着用しましょう

4月1日から、自転車を利用する全ての方を対象にヘルメットの着用が努力義務となりました。

ヘルメット非着用の自転車死亡事故のうち約6割は頭部を損傷してい

ます。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためにヘルメットをかぶりましょう。

自転車保険に加入しましょう

東京都では令和2年4月から、自転車利用中の対人賠償事故に備える保険などへの加入が義務化されています。万一の自転車事故に備え、保険に加入しましょう。

◎区ではTSマーク取得費用の助成を行っています。詳しくは☎にご連絡ください。

「ながらスマホ」はやめましょう

自転車運転中や歩行中の「ながらスマホ」は大変危険です。スマートフォンや携帯電話を使うときは、安全な場所で立ち止まって操作しましょう。

☎交通課交通対策係

☎(6278)8171

子ども避難所「子ども110番」にご協力ください

区では、子どもたちを路上犯罪から守るため、地域の皆さんの協力を得て緊急時に子どもが避難できる場所「子ども110番」を設置しています。

「子ども110番」は、ご協力いただく家庭・店舗・事業所などの皆さんに、子どもが助けを求めてきた際、安全に保護した後、学校・保護者・警察へ連絡・通報していただくものです。

学校と地域が一体となって子どもたちの安全を確保するために、より多くの方のご協力をお願いします。

ご協力いただける場合は、通学区域の小学校にご連絡ください。

なお、教育委員会では、万が一「子ども110番」の協力者が被害を受けた場合に補償を行うため、災害補償保険に加入しています。

☎学務課学事係

☎(3546)5513



特別区民税・都民税および軽自動車税の証明書の交付

特別区民税・都民税(市町村民税・道府県民税)の証明書は、当該年度の住民税を課税している区市町村(令和5年度の証明書は、令和5年1月1日現在の住所地の区市町村)で交付します。

また、軽自動車税の証明書は、定置場(使用の本拠地)が所在する区市町村(令和5年度の証明書は、令和5年4月1日現在の定置場が所在する区市町村)で交付します。

なお、令和5年度分の課税(非課税)証明書については、特別徴収のみの方は5月16日から、普通徴収の方、年金特別徴収および非課税の方は、6月12日から、軽自動車税納税証明書については、5月11日から交付できます。

交付場所

区役所2階税務課、日本橋・月島特別出張所

種類

課税(非課税)証明書、納税証明書

事務手数料

1通300円

申請方法など

原則として、納税者本人が直接申請してください。申請には本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)の提示が必要

◎納税証明書に納付いただいた金額が反映されるまで、2週間程度の期間を要します。

◎事務手数料は免除される場合があります。

◎ご本人がご来庁できない場合の申請など、詳しくは区HPを確認するか、お問い合わせください。

☎税務課収納係

☎(3546)5277



凡例
※費用の記載がないものは無料
☎お問い合わせ(申込)先
HPホームページ
Eメールアドレス

受験生チャレンジ支援貸付事業

対象

中学3年生、高校3年生などのお子さんのいる一定所得以下の世帯で、①～⑦の全てに該当する方

- ①世帯の生計中心者(18歳以上)
- ②世帯(父母など養育者)の総収入または合計所得金額が一定の基準以下
- ◎詳しくはHPをご確認ください。
- ③預貯金など資産の保有額が600万円以下
- ④現在居住している場所以外に土地、建物を所有していない
- ⑤都内に引き続き1年以上在住(住民登録している)
- ⑥生活保護世帯でない
- ⑦世帯の構成員に暴力団員がいない

貸し付け内容

①学習塾等受講料貸付金

貸付限度額 200,000円

②受験料貸付金

・高校受験料貸付限度額 27,400円

・大学等受験料貸付限度額 80,000円

◎申し込みから貸し付けまでおおむね1カ月かかります。

◎貸付金は高校、大学などに入学した場合など、一定の手続きにより返済が免除

◎貸し付けには審査があります。申し込みに当たっては事前に窓口での説明(要予約)がありますので、まずはお問い合わせください。

☎中央区社会福祉協議会管理部庶務課

☎(3206)0506



▲受験生チャレンジ支援貸付事業サイト

ビル・マンションなど管理者の皆さんへ

ウミネコの

被害防止にご協力ください



▶ウミネコ飛来の様子



▶ウミネコ(成鳥)

近年、日本橋地域を中心として、ウミネコの被害が広がっています。繁殖期(4～8月)になると群れで飛来し、ビルの屋上などに巣を作り、産卵、繁殖して周辺に被害を及ぼします。

具体的な被害

- 一晩中鳴き声が響き、眠ることができない。
- ふんが落ちてきて道路などが汚れる。
- ふんや羽などで洗濯物が汚れてしまい干すことができない。

ウミネコは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により保護されているため、むやみに捕獲したり、卵を採取したりすることが原則、禁止されています。そのため、巣が作られる前の対策が重要となります。

特に繁殖期の間は、3日程度で営巣されることもあるため定期的に屋上を点検することが大

切です。ウミネコの被害を防ぐには、緑化された場所や巣が作られそうな隙間などに防除網を設置することや、屋上の縁にテグス(釣糸)を張り巡らせ、とどまることができないようにするなどといった対策が効果的とされています。

また、巣が作られてしまった場合でも、巣に

卵やひながない状態であれば撤去することが可能です。

昨年度は大型連休中に営巣される事例もあったため、連休中も屋上を点検して巣が作られていないかを確認するとともに、巣が作られないように事前の対策へのご協力をお願いします。

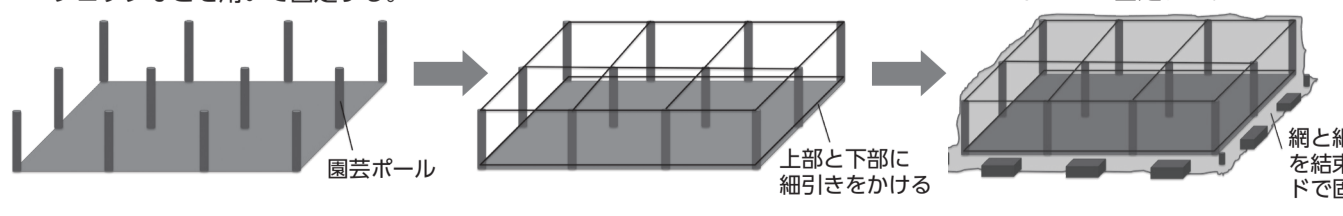
(※)簡易的な防除網の設置方法

(出典：東京都環境局自然環境部計画課)

① 防除網を設置したい箇所に園芸ポールなどを立てる。園芸ポールはブロックなどを用いて固定する。

② 園芸ポールの上部と下部にそれぞれ細いひもまたはワイヤーをかける。

③ 園芸ポールにかけたひもまたはワイヤーの上から防除網をかぶせ、結束バンドなどで固定する。



▲ウミネコの巣・卵

☎環境課生活環境係
☎(3546)5403